

## 保育所における新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の考え方

新型コロナウイルス感染症発症後、登園可能になるには、下記の2つの条件を両方満たさないとはいけません。

①発症後5日を経過していること

②症状が軽快した後1日を経過していること

(症状軽快とは)解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状(咳や息苦しさ等)が改善傾向にある状態です。

無症状の感染者の場合は、検体接種日を0日目として、5日を経過すること

例	発症日 0日目	← 原則として5日間は登園不可 →					6日目	7日目	
		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目			
発症後 1日目に 軽快した 場合	発症	軽快	軽快後 1日目						登園可能
発症後 2日目に 軽快した 場合	発症		軽快	軽快後 1日目					登園可能
発症後 3日目に 軽快した 場合	発症			軽快	軽快後 1日目				登園可能
発症後 4日目に 軽快した 場合	発症				軽快	軽快後 1日目			登園可能
発症後 5日目に 軽快した 場合	発症					軽快	軽快後 1日目		登園可能

一人一人が停止期間(症状が続く期間)をしっかり休むことによって流行、拡大を食い止める効果があります。一度に多くの方が感染すると免疫機能の弱い乳幼児や高齢の方、持病のある方が重症になる確率が上がります。さらに、働き手のお父さん、お母さんが活動できなくなる、など社会機能にも影響します。

## 保育所におけるインフルエンザの出席停止期間の考え方

インフルエンザ発症後、登園可能になるには、下記の2つの条件を両方満たさないとはいけません。

①解熱後3日を経過していること

②発熱後5日を経過していること

発症した日は、発熱の症状が現れた日です。発熱が始まった日は0日目と考え、数には入れません。

翌日からを発症第1日目と考えます。

例	発症日 0日目	← 原則として5日間は登園不可 →					6日目	7日目	8日目
		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目			
発症後 1日目に 解熱した 場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目				登園可能
発症後 2日目に 解熱した 場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目			登園可能
発症後 3日目に 解熱した 場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目		登園可能
発症後 4日目に 解熱した 場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能

一人一人が停止期間(症状が続く期間)をしっかり休むことによって流行、拡大を食い止める効果があります。一度に多くの方が感染すると免疫機能の弱い乳幼児や高齢の方、持病のある方が重症になる確率が上がります。さらに、働き手のお父さん、お母さんが活動できなくなる、など社会機能にも影響します。